# 南丹市教育委員会

# 教育委員会日程

# 次回の教育委員会の日程をお知らせします。

平成30年第8回定例会を開催します。

### ■日 時■

平成30年8月16日(木)午後3時30分から

# ■会 場■

南丹市役所 2 号棟 1 階 教育委員会議室

- ■主な予定案件■ ※案件は事情により変更となる場合があります。
  - 〇 報告事項
    - ・日程報告 等
  - 〇 議事

規則改正について 等

○ その他

# ■傍聴受付■

会場付近にて受付いたします。

(当日会議開催予定時刻の15分前にはお越しいただきますようご協力願います。)

# ■傍聴について■

・ 傍聴される場合は、「南丹市教育委員会傍聴人規則」(別紙)を遵守いただきます ようお願いいたします。

### ■その他■

・ 会場内満席となる程度の傍聴希望があった場合には、恐れ入りますが入場制限を させていただくことがございます。予めご了承願います。

〔お問い合わせ〕

南丹市教育委員会 教育総務課

電話番号:0771-68-0055

# ○ 南丹市教育委員会傍聴人規則 ○

平成18年1月1日 教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、南丹市教育委員会会議規則(平成18年南丹市教育委員会規則第2号)第16条 第2項の規定に基づき、傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項を 定めるものとする。

### (傍聴の許可)

第2条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を記した名刺又は紙片を受付に渡して、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

### (傍聴の不許可)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許可しない。
  - (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) その他委員長が傍聴を不適当と認める者

### (傍聴人の数の制限)

第4条 傍聴席が満席となったときは、傍聴を制限することができる。

### (傍聴人の禁止行為)

- 第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) みだりに傍聴席を離れること。
  - (2) 私語、談話又は拍手等をすること。
  - (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
  - (4) 飲食又は喫煙をすること。
  - (5) 教育長の許可なく会議場において写真、映画等の撮影、録音等の行為をすること。
  - (6) その他会議の妨害となるような挙動をすること。

### (教育長の退場命令)

第6条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに 退場しなければならない。

### (その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。